

**Topics****中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★ 〈増增值税ゼロ税率適用サービスに関する還付（免税）管理弁法〉発布に係る公告（国家税務総局公告 2014年第11号、2014年2月8日発布、2014年1月1日施行）

増增值税ゼロ税率を適用する課税サービスの政策に関して営業税から増增值税への改革を実行するために、財政部との協議を経て、国家税務総局は《国家税務総局による〈増增值税ゼロ税率適用サービスに関する還付（免税）管理弁法〉発布に係る公告》（以下、《弁法》）を発布した。以下に、《弁法》の内容を解説する。

#### 一、《弁法》制定の背景

鉄道運輸業及び郵政業を営業税から増增值税への改革試行の範囲に含める国务院の決定を徹底するために、財政部及び国家税務総局は、《鉄道運輸業及び郵政業を営業税から増增值税への改革試行の範囲に含める事の通知》（財政〔2013〕106号）を発布し、増增值税ゼロ税率適用サービスに係る政策規定に調整を加えた。また、納税人と税務機関の税法執行を利便化するために、国家税務総局は、政策調整の内容に従い、本《弁法》を発布し、現行の〈増增值税ゼロ税率適用サービスの還付（免税）管理弁法〉（国家税務総局2013年第47号）に改定及び補足を行い、対応する還付（免税）管理弁法を明確化した。

#### 二、《弁法》が国家税務総局公告2013年第47号文書について改訂及び補足した事項

##### （一）鉄道運輸方式での国際運輸サービス、香港アモイ運輸サービスについて増增值税ゼロ税率を適用する際の管理規定を追加

1. 増增值税免税控除還付を適用する際の基準に関して、旅客運送サービスを提供する際の増增值税ゼロ税率を適用する課税サービスは、鉄道合弁組織の清算規則に準拠した清算後の実際運輸収入とする。貨物運送を提供する国際運輸サービスまたは香港アモイ運輸サービスは、鉄道運輸収入の清算弁法に基づき、「発送元」又は「送り先」の名称に「境」の字を含む出荷票に明記された運輸費用及び直接関係する国際運輸雑費を精算した後の実際運輸収入とする。

2. 輸出還付（免税）資格認定手続きの際に、経営範囲に「許可経営項目：鉄路貨物運輸」と記載された《企業法人営業証明》を提出しなければならない。

3. 増增值税免税控除還付を申請する際に、規定に従い増增值税免税控除還付申請に必要な資料を提出する以外に、旅客輸送業の場合は、申請に対応するゼロ税率適用サービスの国際旅客運輸証明を提出しなければならない。また貨物輸送業の場合は、鉄道収入資金清算機構の発行する《国際鉄道貨物運輸収入清算通知証明》，国際鉄道共同輸送証明、及び「発送元」と「送り先」の名称に「境」の字を含む貨物票を提出する必要がある。主管税務機関の審査を経て、上述の証憑は電子データで提出する事が出来るが、原始証憑は審査に備えて保管しておく必要がある。

4. 鉄道運輸方式で増增值税ゼロ税率サービスを適用するものが、規定に従いまして増增值税を納税する場合は、増增值税ゼロ税率適用の申請主体は、財政部及び国家税務総局の承認を得て増增值税合算納税を行う総機構となる。

##### （二）航空運輸サービスの増增值税ゼロ税率適用管理規定を追加

1. 増增值税免税控除還付を適用する際の基準に関して、航空運輸サービス業が増增值税免税控除還付を受ける場合は、航空運輸サービス企業が航空運輸サービスの節目を完了した後、取得した関連領收証で確認できる収入を基礎とする。

2. 輸出税還付（免税）資格認定手続きの際に、経営範囲に「商業衛星発射サービス」を含む《企業法人営業証明》を提出しなければならない。

3. 増增值税免税控除還付申請手続きの際に、規定に従い増增值税免税控除還付申請に必要な資料を提出する事に加えて、《増增值税ゼロ税率課税サービス（航空運輸）免税控除還付申請明細表》，《航空運輸サー

**Topics**

管理規程が適用されることを補足

1. 外商貿易企業が外部から購入した研究開発サービスもしくは設計サービスを提供する際に、免税還付を申請する際に必要な資料、並びに外商貿易企業が自社で開発した研究開発サービスもしくは設計サービスを提供する際に、免税控除還付申請をする際に必要な資料を明確化した。

2. 外商貿易企業が国外に研究開発サービスもしくは設計サービスを提供する際に還付（免税）を申請するにあたり、主管税務機関が重点的に審査すべき内容及び処理方法を補足した。

（五）《弁法》発布と同時に、国家税務総局公告2013年第47号文件を廃止する。

##### 三、《弁法》執行時期

2014年1月1日より執行し、増增值税ゼロ税率課税サービス提供者が増增值税ゼロ税率課税サービスを提供し販売収入を得た日を基準とする。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。